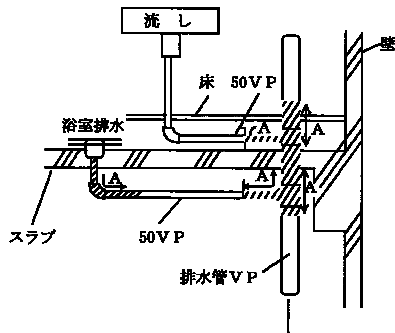


第8 令8区画及び共住区画を貫通する配管の取扱いについて

問1 排水管が耐火構造の床又は壁を貫通する場合の立管及び横引管の規制について次のとおり取扱ってよいかが教示願いたい。

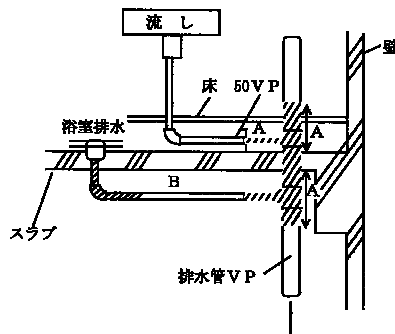
(1) 上下の住戸間の床を貫通する場合。但し、浴室排水に鉄製トラップを使用する場合。



$A \geq 1\text{ m}$

Aは鋼管又は安全センターの性能
評定を受けた管を使用する。

(2) 上下の住戸間の床を貫通する場合。但し、浴室排水に鉄製以外のトラップを使用する場合。



$A \geq 1\text{ m}$

A・Bは鋼管又は安全センターの
性能評定を受けた管を使用する。

答 お見込みのとおり。

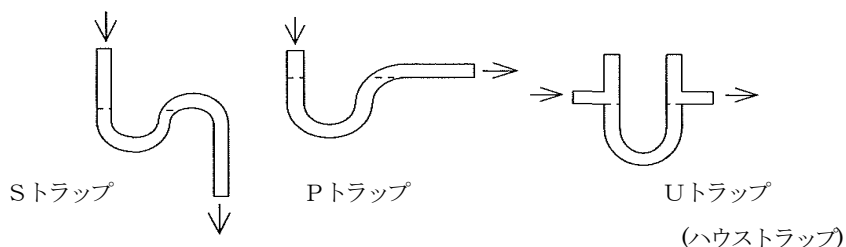
問2 令8区画等を貫通している部分及びその両端1m以上の範囲は鋼管等を使用することとされているが、次の場合、貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続してよいか。

- (1) 衛生機器の材料は、不燃材料である。
- (2) 排水管と衛生機器の接続部には、塩化ビニール製の排水ソケット及びゴムパッキンが用いられているが、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われている。

答 さしつかえない。(「令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について」(平成19年10月5日付け消防予第344号)別添)

トラップ trap (参 考)

水封によって汚染物質の流入を阻止する器具。下水又は他の系統の排水管などから悪臭や汚染された空気、ガス体などが逆流するのを防ぐために器具接続管部又は屋内排水末端部に設けられる。(1) 単に管部をS形やP形やU形などに曲げて水封を図ったもの、(2) トラップや器具自体に水封装置を施したもの：肘トラップ、ベルトトラップ、(3) 油やガソリンなどの汚染物質を発生させる流体に対する防護を考慮したもの：油トラップ、ガソリントラップなど種々のものがある。「防臭弁」ともいう。



問2 削 除

問3 共同住宅等特例基準（220号通知）を適用する場合のパイプスペース内の配管規制について次のとおり取り扱ってよい。

ア スラブ上ころがし配管の場合

立管が鋼管又は性能評定配管であれば、横引管の材質及び貫通する穴相互の離隔距離は問わない。

(条件)

パイプスペース内は

(ア) スラブ打ちされ、点検扉は防火設備以上とすること。

(イ) 貫通部のすき間は、モルタル等不燃材料で完全に埋め戻すこと。

イ 天井内配管の場合

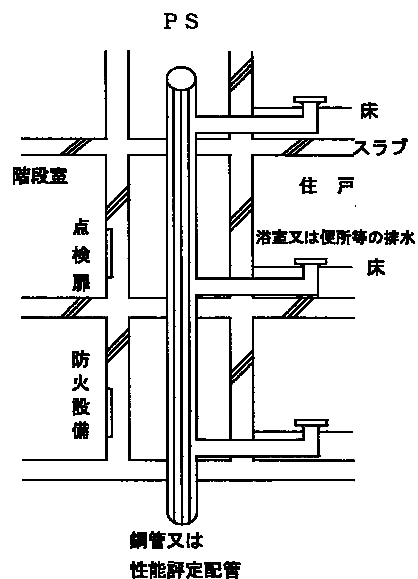
立管及び横引管が鋼管又は性能評定配管であれば、貫通する穴相互の離隔距離は問わない。

(条件)

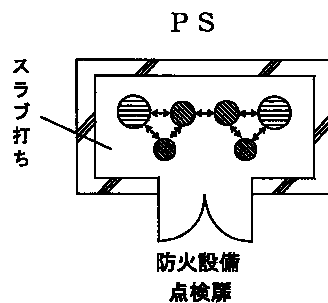
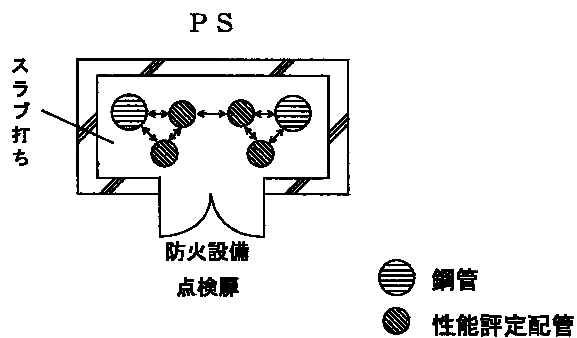
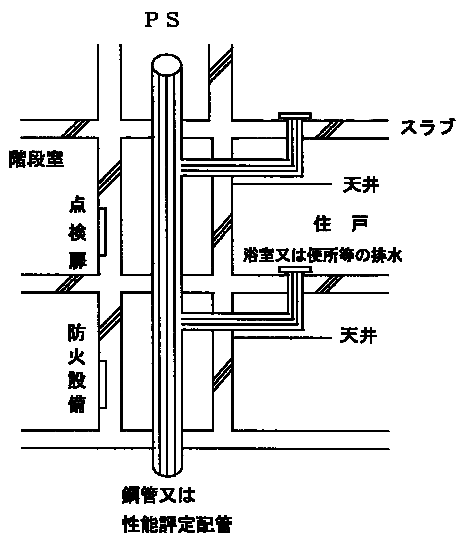
(ア) スラブ打ちされ、点検扉は防火設備以上とすること。

(イ) 貫通部のすき間は、モルタル等不燃材料で完全に埋め戻すこと。

ア（スラブ上ころがし配管）



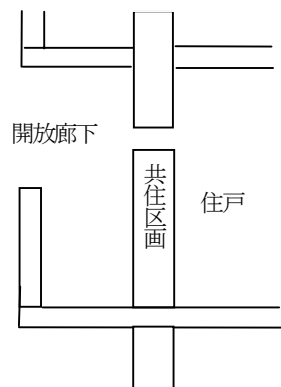
イ（天井内配管）



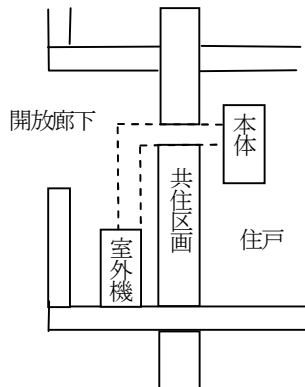
答 お見込みのとおり。

問4 開放廊下に入居後のための冷媒管用スリーブφ100を設けることは可能と史料するが、冷媒管を設置時の配管貫通処理「53号通知」（平成7年3月31日付消防予第53号）は必要か。

スリーブのみ



冷媒管貫通



答 平成8年7月17日付消防予第145号7.（2）により必要ない。